

一括受取・年金受取の税務について

年金原資の一括受取時にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人	
年金受取人がご契約者本人の場合	本人	本人または配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
年金受取人がご契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	贈与税

●一時所得について

- ・他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除の50万円をこえる部分についてはその2分の1の金額を他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ [\text{収入(受取金額)} - \text{必要経費相当額}^*] - \text{特別控除(50万円)} \} \times 1/2$$

*収入(受取金額)を得るために支出した金額

●他の所得と合算して確定申告が必要です。

年金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人	
年金受取人がご契約者本人の場合	本人	本人または配偶者	本人	所得税(雑所得) + 住民税
年金受取人がご契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	【年金支払開始時】 贈与税 【年金受取時】 所得税(雑所得) + 住民税

●年金受取時の雑所得について

- ・下記の方法で計算された雑所得金額が、他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{雑所得の金額(公的年金などを除く)} = \text{年金額} - \text{必要経費}$$

●源泉徴収税額

- ・年金額から必要経費を差引いた金額が25万円以上となる場合は、その金額の10.21%を源泉徴収税額としてお支払金額から差引きます。
ただし、相続もしくは贈与によりお受取りになった年金については源泉徴収は行いません。

●他の所得と合算して年金のお受取りの都度、確定申告が必要です。

源泉徴収された金額についても確定した金額ではございませんので確定申告が必要です。

※その他課税上の注意点

年金受取人がご契約者以外の場合、年金支払開始日を迎えたとき、契約者から年金受取人に年金受給権が贈与されたものとみなされ、年金受取人が受取る一括または年金は贈与税の課税対象となります。



上記の税務にかかわる説明は、2020年5月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。